主 文

本件再抗告を棄却する。

理 由

本件再抗告の趣意は別紙書面記載のとおりである。

論旨中憲法三八条違反をいう点があるけれども、本件少年が自己に不利益な供述を強要されたと認むべき資料は記録上存しないし、又原決定は右少年の供述を唯一の証拠としているものではないことその判文上明白であるから、右違憲の主張はその前提を欠くものであり、その他違憲の主張があるけれども所論の実質は事実誤認、単なる法令違反の主張に帰するものであつて、すべて少年法三五条所定の適法な再抗告理由に当らない。従つて本件再抗告は不適法として棄却を免れない。(なお本件再抗告申立書は、少年の法定代理人上野ふみ並びに附添人と称するA及び同B三名連署にかかるものであるが、記録によれば、右Aは少年の伯父であり、Bは少年の中学校教師であることが認められるにすぎず、附添人となるについて許可を受けたものではないこと明らかであるから、少年法三五条に定める抗告権者に当らない、それ故右両名の本件再抗告はこの点において、すでに不適法たるを免れない)

よつて少年審判規則五三条一項、五四条、五〇条により裁判官全員一致の意見で 主文のとおり決定する。

昭和三七年六月七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判	官	藤	田	八	郎
裁判	官	池	田		克
裁判	官	河	村	大	助
裁判	官	奥	野	健	_
裁判	官	ılı	Ħ	作之	肋